

農地での「火入れ」は

許可申請が必要です！

消防署等へ届け出のない野火による通報や林野火災が問題となっております。

農地で「火入れ」を行う場合には、町の火入れ許可が必要です。

火入れを予定している農家の方は、下記をご覧ください、

実施予定日の10日前までに、役場農林振興課までお越しください。

申請に必要な書類は、申請時にお渡しします。

◎火入れの許可条件となる目的

- 地ごしらえ
- 開墾準備
- 害虫駆除
- 焼畑
- 採草地の改良



例)アスパラガスや花木の残茎の焼却

害虫駆除のための畦畔焼却 など



農業用廃プラスチックや家庭ゴミ等の

焼却は禁止されています！

適正な処理をしましょう！

◎申請時に必要なものや情報

- 火入れをする場所及び
周辺の現況がわかる見取り図
- 火入れ従事者名簿
(氏名・住所の記入が必要です。)

0.5haまで	10人以上
0.5～1.0ha	15人以上
1.0～2.0ha	20人以上

- 防火体制の確認



※その他、必要な情報を申請時に確認します。

「最上町火入れに関する条例」(令和6年6月10日～)

○火入れ許可の対象期間が、1件につき30日以内となりました。

○終了後の許可証の返納は不要となりました。

火入れが終了しましたら、役場農林振興課まで終了報告をお願いします。

詳しくは…

担当：役場農林振興課 農政企画室 阿達まで

TEL：43-2016